

令和3年2月27日

施設管理課

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言解除に伴う当連盟の対応について

3月7日（日）まで予定されていた緊急事態宣言が前倒し解除されることによる大垣市の方針を受け、当連盟が管理する体育施設等の貸館業務は、次のとおりとします。

1. 対象期間

令和3年3月1日（月）から3月7日（日）まで

2. 利用時間・利用方法等

次のとおり午後9時までの利用が可能となります。

- ・ 庭球場、弓道場、トレーニング室、北公園陸上競技場等の個人での利用
(大垣市総合体育館や武道館のトレーニング室は、利用時間を制限した予約制のため、午後9時まで利用できません。)
- ・ 既に予約済みの団体、大会や試合、会議室等での利用

※ 市の方針が段階的緩和であるため、3月7日（日）まで、引き続き新規の利用予約はできません。

3. 感染防止対策

緊急事態宣言は解除されますが、「大垣市内体育施設貸館業務の再開にかかる新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」に基づき、収容人数の制限、手指消毒、3密回避、換気徹底などの対策は、引き続き実施します。